

総行地第37号  
平成14年4月1日

各都道府県知事  
各指定都市市長 } 殿

総務事務次官

「地方公共団体におけるPFI事業について」の改正について

地方公共団体におけるPFI事業については「地方公共団体におけるPFI事業について」(平成12年3月29日付け自治画第67号自治事務次官通知。以下「自治事務次官通知」という。)により留意事項を通知したところですが、今般、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第151号)の施行等を踏まえ、下記のとおり自治事務次官通知の一部を改正したので適切に対応されるようお願いします。

なお、貴都道府県内市区町村にもこの旨周知されるようお願いします。

## 記

「第1 総括的事項」5中「自治省」を「総務省」に、「大臣官房企画室」を「自治行政局地域振興課」に改め、「平成12年度から」を削り、「実施することとしているほか、相談窓口を設置することとしているので、適宜」を「実施し、また相談窓口を設置しているので適宜活用を図ること。さらに、平成14年度には自治体PFI推進センターが設置されるので、あわせて」に改める。

「第4 税制上の措置」(2)中「平成12年度税制改正により」を削り、「固定資産税」の次に「又は都市計画税」を加え、「第51項」を「第48項」に改める。

「第5 契約関係」中「4」を「5」とし、「1」から「3」までをひとつずつ繰り下げ、「1」として次を加える。

1 PFI契約の相手方の決定の手続については、基本方針「二 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項」を参考として、適切に実施すること。

「第6 公の施設関係」中「3」を「5」とし、「2」を「4」とし、「3」として次を加える。

3 PFI事業により公の施設を整備しようとする場合であって、当該施設を公の施設として供用する間、PFI事業者が施設の所有権を有する場合は、地方公共団体は、公の施設を設置するに伴って住民に対して負う責務を全うするに十分な、安定的な使用権原（賃借権等）を取得しておく必要があること。

「第6 公の施設関係」中「1」を「2」とし、「1」として次を加える。

1 PFI法に基づいて公共施設等を整備しようとする場合の当該公共施設等の管理については、公の施設制度の趣旨や法的効果、PFI事業により当該公共施設等を整備する目的等を総合的に勘案し、公の施設として管理すべきか否か適切に判断するものであること。

「第7 公有財産関係その他」を次のように改める。

### 第7 公有財産関係その他

PFI事業により公有地上に公共施設等を整備する場合には、下記の事項について留意すること。

(1) 当該施設の所有権が当該施設の整備後直ちに地方公共団体に移転し、供用される場合には、当該施設の用地は行政財産として位置づけられるものであること。

(2) 当該施設の所有権が一定期間経過後に地方公共団体に移転する場合であって、当該期間中、PFI事業者に対して普通財産として用地を貸し付けるときは、最終的に当該施設の所有権が当該地方公共団体に移転し、その行政財産になる時点において、当該施設の用地も、普通財産から行政財産に切り替える必要があること。

(3) 地方公共団体の行政財産については、原則として私権を設定することができないこととされているが、PFI法の一部改正により、次の特例が設けられたこと。

地方公共団体は、必要があると認めるときは、地方自治法第238条の4第1項の規定にかかわらず、PFI事業の用に供するため、行政財産をPFI事業者に貸し付けることができること。

のほか、地方公共団体は、PFI事業者が一棟の建物の一部が当該PFI事業に係る公共施設等である当該建物の全部又は一部を所有しようとする場合において、必要がある

と認めるときは、地方自治法第238条の4第1項の規定にかかわらず、行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該PFI事業者に貸し付けることができること。

及びのほか、地方公共団体は、により行政財産である土地の貸付けを受けた者が建物の一部をPFI事業の終了後においても引き続き所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第238条の4第1項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者に貸し付けることができること。

からまでの貸付けについては、民法第604条並びに借地借家法第3条及び第4条の規定は、適用されないこと。

からまでの貸付けについては、地方自治法第238条の2第2項及び第238条の5第3項から第5項までの規定が準用されること。